様式第１７号の１

事務連絡

　 　令和　年　月　日

所有者等　　様

岡山県農地中間管理機構業務推進本部

（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）

農地中間管理事業における農用地等の借受決定について（報告）

このことについて、令和　年　月　日付け公告の農用地利用集積等促進計画により、次のとおり、あなたの農地を本機構が借受けましたのでお知らせします。

記

１　農用地利用集積等促進計画の写し　　　　　　　　通

２　農地貸借契約書のご案内（様式第１７号の１別紙）

様式第１７号の１別紙

農地貸借契約書のご案内

岡山県農地中間管理機構業務推進本部

（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）

　この度は、農地中間管理事業をご利用いただき、ありがとうございました。

　同封している「農用地利用集積等促進計画」の写し※が、あなたと岡山県農地中間管理機構（以下「機構」といいます。）との農地貸借契約書となりますので、大切に保管して下さい。

　※「農用地利用集積等促進計画」の原本は1通のみのため「写し」をお送りします。

※注意事項

　１　あなたとの契約が賃貸借契約の場合、契約の始期（農地をお借りした日）により、賃料の支払いは、原則として、次のとおりとなります。

1. 契約の始期が６月３０日以前であれば、契約した年から毎年１２月２５日までに、機構が直接、あなたが指定した口座に賃料を振込みます。

（２）　契約の始期が７月１日以降であれば、契約の翌年から毎年１２月２５日までに、機構が直接、あなたが指定した口座に賃料を振込みます。

　　　※賃料振込口座のご指定は、同封の「振込先届」にご希望の口座をお書きいただき、同封の返信用封筒（切手不要）にてご返送ください。

２　賃料は１筆ごとに記載しておりますが、登記面積に単価を乗じた場合と水張り面積に単価を乗じた場合があります。このため、契約書記載の面積（登記面積です）に単価を乗じた金額と借賃の欄の数字が異なる場合があります。

　３　お届けした農用地利用集積等促進計画の共通事項には、貸借に係る重要な契約事項が記載されていますので、必ず今一度お目通しをお願いします。

　４　契約者等に異動があった場合は、速やかに次のご連絡先にお知らせください。

　　　　　　－ご連絡先－

岡山県農地中間管理機構

・業務推進本部（岡山県庁分庁舎）　　　　　　　　 086-226-7423

・備前支部（岡山市中区小橋町 岡山県庁小橋町庁舎）086-230-1500

・備中支部（倉敷市羽島　備中県民局内）　　　　　 086-435-7720

・美作支部（津山市山下　美作県民局内）　　　　　 0868-23-1325